

少年とともに



子どもの声を聴くとは ～子どもアドボケイトとしての実践～

安井 飛鳥 Yasui Asuka (64期)

私は現在、東京や千葉の児童相談所の一時保護所、児童養護施設、里親家庭等を定期訪問して子どもの声を聴く「子どもアドボカシー」の実践に携わっています。

「子どもアドボケイト」とは子どもの意見表明権保障を中核とした権利擁護実践の担い手の総称で、本来的には子どもに関わる全ての人たちを指すものです。近年、子どもの意見表明権保障をより充実させていくために既存の子ども支援の専門職とは独立した「子どもアドボケイト」と呼ばれる支援員が注目されるようになり、令和6年度には改正児童福祉法で「意見表明等支援員」という形で制度化されることになりました。

私はこれまでも付添人活動や子どもシェルターのコタン弁護士等として権利擁護実践をしてきましたが、「子どもアドボケイト」としての実践に携わるようになり、本当の意味で子どもの声を「聴く」ことができていなかったと痛感しました。これから、そんな子どもアドボケイトとしての実践についてご紹介します。

子どもアドボケイトの実践は関係性構築から始まります。日頃の専門職としての相談は子どもからの相談希望が前提となりますが、子どもアドボケイトとして関わる子どもたちは必ずしも相談を希望しているとは限りません。子どもにも誰に話

をするか選ぶ権利があり、弁護士だから当然に選んでもらえるわけでもありません。むしろ弁護士等の専門職の肩書は子どもにとってはあまり魅力的なものではなく、それよりも話しやすさが重要となります。

私は子どもたちと関わる時には弁護士の肩書を伏せ、スーツを着ることもなく、子どもや若者が親しみを持ちやすいように好きなアニメやゲームのTシャツを着ていきます。こうして専門職という鎧を脱いで一人の人として子どもと向き合ってみると、自分が専門職という立場や肩書で下駄を履かせていたということがよくわかりました。

子どもたちとは一緒にゲームをしたり、食事をしたり、推し活やオタクトークをしたりして過ごしています。子ども騙しの表面的な関わりでは子どもたちにすぐに見抜かれるので、子どもと一緒に心の底からガチンコで楽しむことが大切です。訪問しても遊びだけで終わることも珍しくありません。

多くの子どもは自分の望まないペースで大人がよかれと思った支援を押し付けられ嫌な思いをしています。そのため、子どもアドボケイトは決して自分からは踏み込まず相手のペースを尊重します。そうして関わりを続ける中で、ようやく子どもも少しずつ信頼を寄せて話をしてくれるように

なります。

こうして子どもとある程度の関係性を築けたとしても、すぐに意見表明が始まるわけではありません。私たち大人は子どもが当然に本音を語れると思いがちですが、成長発達の上にいる子どもは必ずしも明確な「言葉」を持っているとは限りません。逆境体験を重ねてきた子どもほど、言葉にできない未整理でモヤモヤした感情に苦しんだりもします。この言語化できない感情、語れないつらさに寄り添い、本人が自分のペースで言語化し意見形成するのを支えていきます。

ときに子どもは大人受けしそうな言葉やネットスラング等の借り物の言葉を使うこともあります。それもまた子どもの精一杯の表現であるので、まずは受け止めつつ、そうした借り物の言葉の背景にある語られていない感情にも思いを馳せませす。

子どもの本音にとらわれすぎないことも大事です。弁護士は仕事柄その人の真意にこだわりがちです。しかし、人の気持ち、特に子どもの気持ちは揺れ動いたり、相反する思いを併せ持ったグラデーションであったりします。例えば親が憎い、親と離れたたいという思いとそれでも親に気にかけてほしい、親と話してみたいという気持ちがひしめき合い、行ったり来たりします。そのどちらも本音といえるかもしれないし、本音ではないかもしれません。子どもアドボケイトはその時々に表示された言葉を丁寧に受け止め、気持ちの揺らぎに徹底して付き合いします。

こうして意見形成のための試行錯誤を重ね、ようやく子どもは自分の言葉で「〇〇したい」と意見表明してくれるようになります。ですが、ここにも落とし穴があり、子どもが実際に何かをしてほしいと思っているとは限らずただ気持ちを聴いてほしいだけということも多いです。

子どもが口にした要望が法的に援助可能な内容

であった場合、ついつい弁護士のな問題解決思考が働き、何かをしてあげたいという衝動に駆られることがあります。ですが、自分は専門職として関わっているわけではないことを思い出し、その衝動をぐっと堪えて本人のペースに委ねます。

ときには子どもが大人には不合理に見える選択をすることもあります。それでも主体性を奪われてきた子どもにとっては自分で考え、悩むことができるというのは、かけがえのない時間であり、主体性を回復し育んでいく時間でもあります。子どもアドボケイトは、無力な存在としてただひたすら付き添い話を聴くことしかできません。

子どもアドボケイトは意見を聴くだけでよいのかとよく言われますが意見を聴くしかできないということに意義があるのだと思います。意見を現実させるのはあくまで子ども本人です。子どもアドボケイトの役割は子ども本人を主体として他者の対話的対応を促し、意見実現までのプロセスを見守ることにあります。

以上が子どもアドボケイトとしての実践です。これは弁護士が担えるもの、担うべきものなのかといわれると正直回答に悩みます。法律や裁判とは離れた場面での人としての関わりは弁護士の専門外でもあります。また、無力なアドボケイトとしての実践はクライアントの最善の利益実現の義務を負う専門職倫理と相性が悪い面が否めません。

一方で権利擁護専門職である弁護士は、子どもアドボカシーの文化が培っていくうえで重要や役割を担っていると考えます。子どもアドボケイトの実践はまだまだ試行錯誤の段階です。よりたくさんの子どもの声が当たり前で聴かれるようにしていくためにも、特定の型や考えに縛られることなく、弁護士が他の専門職や市民、そして子どもたちと協働しながらよりよい子どもアドボケイトとしての実践を積んでいってほしいです。 

少年にとっての交友関係を断ち切る難しさ

中野 博喜 Nakano Hiroki (73期)

1. SNSで繋がっている関係性

本件は、専門学校に通う18歳の少年が、実行共犯者2名とともに、被害者を公園に呼び出した後、被害者宅に土足で押し入り、被害者の顔面を手拳で殴打し、金品等を喝取したという恐喝事件で、私は当番弁護士として接見し、その後、被疑者国選弁護士、国選付添人として活動しました。逮捕段階での罪名は強盗罪とされていましたが、恐喝罪で家庭裁判所に送致されました。

私が少年から話を聞いて驚いたのは、この被害者と少年は元カノを介してSNS上で接点を持っているのみであり、共犯者2名は、少年の先輩が手配したということもあって、本件非行時が初対面という関係性でした。また、共犯者を手配した先輩は趣味を介したコミュニティの先輩で、元カノとは、本件が発生する1か月くらい前にSNSで知り合ったという関係性でした。

この話を聞いたときには、被害者も共犯者も含めて、この事件に関与した者同士の関係性がかなり希薄だと私は感じました。しかし、これはあくまで私の抱いた感想であって、少年自身にとっては、共犯者を手配した先輩や被害者との接点となっていた元カノの存在はとて大きく、この事情は、少年の内省を深める上でも、環境調整を行う上でも大きく影響しました。

2. 捜査段階の方針

本件は、強盗事件として逮捕されましたが、私が当番として接見した時点でも、また、家庭裁判所送致段階でも、共犯者2名は逮捕されていませんでしたし、共犯者を手配した地元の先輩についても捜査機関は正確に把握していないようでした。実行行為の内容についても、少年から聞いた

限りで強盗になるのか、恐喝にとどまるのか悩ましい事案であるということで、少年と相談して事件の実行行為の部分については話さない、その代わりに、事件に至るまでの事情として、捜査機関にも分かってもらいたいことは話すという方針を採りました（令和4年4月1日施行の改正少年法によって、18歳以上の少年について、家裁送致されたときの罪名が強盗か恐喝かによって、逆送されるリスクが大きく異なります。）。

結果として、本件は家庭裁判所送致の段階では恐喝罪となりました。

3. 家裁送致後の付添人活動 (内省と交友関係について)

前述の捜査に対する方針を採りつつも、少年は、実行行為自体は認めているため、捜査段階から、接見では、少年に対して、内省を深めることと再非行を行わないための生活環境の見直しを促してきました。

しかし、少年は、私に対して、被害者が元カノに危害を加えたから助けてだけである、被害者が受けた被害は当然の報いである、また同じような状況であれば自分は今回と同じような行動をすると思うと話しました。また、先輩との交友関係については、いきなり連絡を取らなくなると先輩から報復を受けると考えていたため、審判後は先輩との連絡を徐々に減らしていき、非行に至るような誘いを断って趣味の範囲でうまく関係性を再構築するとも話していました。

私は調査官と相談しながら、少年に対して上記の①内省を深めること、②交友関係（特に共犯者を手配した先輩）を遮断することを決心させるよう説得を試みました。被疑者弁護活動や付添人活

動を通じて10回以上にわたって、少年と議論し、被害者が受けた被害は当然の報いであるという少年の考えは社会に出たときにおよそ容認されないこと、先輩の誘いから都合よく非行行為の誘いだけを断ることができるのかなどたくさん話しました。

最終的に、少年は被害者にも落ち度があるとは思いますが、自身の行為は度が過ぎた行為であって許されない行為であると認識し、反省するに至り、今回と似たような状況では（大切な人から危害を加えられそうであると相談されたとき）、どのように行動してよいかまだ分からないが、少なくとも自分1人では正しい判断ができないことが分かったから、信頼できる大人に相談すると今後の対応まで考えてくれました。ただ、最終的に被害者への真摯な謝罪といえるまでの反省には至らなかったように思いました。先輩との交友関係について、最終的には関係を断つという方向性では同じ方向を目指すようになりました。しかし、少年は、審判以降一切連絡をしないことは、先輩から報復を受けるのではないかと懸念があり、一切の関係を直ちに絶つのではなく、徐々に連絡を減らしていくという考えは、審判直前まで変わりませんでした。そこで少年には、先輩との関係を最終的に絶ち切るとして、どのようなプロセスで関係を絶ち切るのか具体的に考えてもらいました。そして、少年は、自身の考えを深めていく過程で、気づいたら非行行為に巻き込まれていることもあり得ると考え、また、どのような形であれ、関係を絶つことになるのであれば、先輩の反感を買い、報復される可能性がある上、そうであれば、先輩とは今後一切連絡を取らない方がいいのではないかと考えを改めてくれました。

4. 審判とその後

審判では、裁判官から結果の重大さ、少年の判断基準が相当性を欠いていることなどを指摘されました。少年はその言葉をきちんと受け止め、自身の行為に対する反省、先輩との交友関係を遮断することを真剣に語ってくれました。さらに、裁判官から指摘された判断基準が社会一般の基準か

ら逸脱していることについて、正しい判断ができるようになるまで自分1人で判断しないこと、周囲に頼れる大人がいると認識し、そのような大人に相談するといった今後の改善策も自分の言葉で語りました。

審判は保護観察処分で終了しましたが、学校との関係では、少年はまだまだ厳しい状況でした。学校は審判の結果を踏まえて、少年に対して最終的な処分を下すとして、私に対して具体的な検討状況を教えてくれませんでした。その中で、私が学校の担当者から話を聞いていると、最低でも無期停学、場合によっては退学処分という判断になることも考えられるということを知ってもらいました。少年は、逮捕された時点で出席日数が足りずに留年が決まっていたし、学校の規則では、2年連続して留年した場合には退学することが定められていました。

少年にはこの厳しい現実を伝えた上で、学校への在学が認められるとしたら、今後の学校生活（学業・授業態度など）をどのように過ごすか、具体的に考えてもらいました。また、最終的に、退学となった場合であっても、それを受け入れてどのように過ごすか考えてもらいました。

審判が終わって数週間が経過して、少年の母親からは、無期限の停学処分になった旨のメールをいただきました。その後、停学処分が明けたかどうかの連絡を受けておりませんが、いずれの結果になったとしても、観護措置期間に一生懸命考えてもらった今後の目標に向けて少年が頑張っていることを願うばかりです。

